

SDGsを取り入れた成果連動型民間委託推進事業業務委託
神奈川県の実践について

神奈川県政策局いのち未来戦略本部室
SDGs推進グループ 下川 大輔

1. 県事業の目的、位置づけ
2. 事業の成果（令和2年度）
3. プラットフォーム会議の企画・運営対応
4. 個別相談対応
5. 調査・研究案件対応
6. まとめ

-
1. 県事業の目的、位置づけ
 2. 事業の成果（令和2年度）
 3. プラットフォーム会議の企画・運営対応
 4. 個別相談対応
 5. 調査・研究案件対応
 6. まとめ

《事業化する前の検討》

- 成果連動型事業を導入できる**事業の特定**（政策課題）
- その事業に成果を出すことが期待できる**企業の特定**

《事業化にあたっての検討》

- **予算化に向けた議論**（成果や行政コスト圧縮の見込み）
- 事業に関する**仕様の設定**
- 入札に向けた準備（プロポーザル方式の提案項目等）

《その他の検討事項》

- 広域化の議論（**規模の観点**）

1-2 事業の目的

- 成果連動型民間委託について、県と市町村による成果連動型事業推進プラットフォームの企画・運営
- **市町村が**成果連動型民間委託を**導入・実践**するための調査・研究を行い、SDGsの達成に資する**社会的課題の解決**、神奈川県内の**市町村全体の行政サービス向上**

成果連動型事業推進プラットフォームを通じた
情報提供・導入検討支援
(共通仕様、指標作成)

県内市町村による、広域
連携での実施も含めた成
果連動型民間委託の導入
(事業者の選定、予算・
入札)

SDGs達成に資する社会
的課題の解決
県内市町村の行政サービ
スの向上

1-3 実施内容

- 広域連携を含めた県内市町村による**成果連動型民間委託の導入**については、**3年間で実現**を目指す。
- それに向けた各年度の目標と本事業の位置づけは下記の通り。

令和元年度

成果連動型民間委託の 理解促進と広域連携事業の 方針検討

- 次年度に具体的な広域連携による成果連動型民間委託の導入検討を行うために、成果連動型民間委託の理解促進、広域連携の対象事業の検討、市町村との方針検討等を行い、次年度に向けた環境を整備する。

令和2年度

成果連動型民間委託による 広域連携事業の予算要求および 導入（仕様や指標）準備

- 広域連携による成果連動型民間委託の予算要求を複数市町村が行い、次年度の契約・導入に向けた事業者調達、資金提供スキーム等の導入準備ができている状態を目指す。

令和3年度

成果連動型民間委託による**広域 連携事業の開始**

- 実際に広域連携による成果連動型民間委託の契約締結および事業が開始されている状態を目指す。

-
1. 県事業の目的、位置づけ
 2. 事業の成果（令和2年度）
 3. プラットフォーム会議の企画・運営対応
 4. 個別相談対応
 5. 調査・研究案件対応
 6. まとめ

2-1 成果（令和2年度）

- 各項目ごとの成果の作業概要とアウトプットは以下のとおり。

作業項目	作業概要	アウトプット
成果連動型事業推進プラットフォームの企画及び運営	• 成果連動型事業推進プラットフォームの企画及び運営	• 成果連動型事業推進プラットフォーム会議の計2回開催（防疫の観点から対面による会議は中止し、資料送付により書面開催）
	• 国内先行事例等の調査等を通じたプラットフォーム会議資料の作成	• 計2回分の成果連動型事業推進プラットフォーム会議資料
	• 県内市町村からの成果連動型事業導入に係る個別相談の受付及び対応	• 県内市町村による成果連動型事業の検討にあたっての個別相談対応
市町村の成果連動型事業の導入に向けた調査・研究	• 令和元年度に選定された県内市町村による成果連動型事業候補案件に対する導入支援	• 対象事業の令和3年度からの事業化のための支援
	• 令和2年度に新たに創出した県内市町村による成果連動型事業候補案件に対する導入支援	• 対象事業の令和3年度からの事業化のための支援

-
1. 県事業の目的、位置づけ
 2. 事業の成果（令和2年度）
 3. プラットフォーム会議の企画・運営対応
 4. 個別相談対応
 5. 調査・研究案件対応
 6. まとめ

3-1 成果連動型事業推進プラットフォームの企画及び運営

- 参加市町村の成果連動型事業の理解や導入検討の促進に向け、以下の日程で**成果連動型事業推進プラットフォーム会議**を開催した。

回	日程	議事・内容
1	2020年12月25日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ①令和2年度SDGs成果連動型推進プラットフォームの概要について ②SDGs成果連動型事業に関する調査・研究事業の検討状況について (3つの市での事業化案件の情報共有) ③個別相談・実施検討案件について (2つの市での実施検討案件の情報共有) ④その他 <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市SIBと神戸市SIBの最終結果について ・成果連動型事業に関心のある事業者の紹介 ・内閣府のPFS普及促進に向けた取組について
2	2021年3月19日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ①令和3年度からの実施に向けた検討状況 (3つの市での事業化案件の情報共有) ②市町村からの個別相談案件の検討状況 (2つの市での実施検討案件の情報共有) ③令和3年度のSDGs成果連動型事業推進プラットフォームの方向性について ④その他 <ul style="list-style-type: none"> ・成果連動型民間委託の普及促進に向けた内閣府の取組 ・事業成果の評価・測定の考え方 <p>※上記議事その他、成果連動型事業の国内取組事例の紹介等を参考資料として送付</p>

3-2 成果連動型事業推進プラットフォームの構成員

- 今年度の事業終了段階で、以下の計29自治体が成果連動型事業推進プラットフォーム会議に参加し、プラットフォームの構成員となった。

成果連動型事業推進プラットフォーム構成員

構成員（建制順）
神奈川県
横浜市
横須賀市
平塚市
鎌倉市
藤沢市
小田原市
茅ヶ崎市
逗子市
秦野市

構成員（建制順）
厚木市
大和市
伊勢原市
海老名市
座間市
綾瀬市
葉山町
寒川町
大磯町
二宮町

構成員（建制順）
松田町
山北町
開成町
箱根町
真鶴町
湯河原町
愛川町
清川村

-
1. 県事業の目的、位置づけ
 2. 事業の成果（令和2年度）
 3. プラットフォーム会議の企画・運営対応
 4. **個別相談対応**
 5. 調査・研究案件対応
 6. まとめ

4-1 県内市町村からの成果連動型事業導入に係る個別相談の受付及び対応

- 市町村より以下のような成果連動型事業導入に係る個別相談を受付、対応した。

市町村	分野	相談概要	打合せ実施日
A市	温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> これまで市民に対し温暖化対策の普及啓発事業を様々な手法を活用し実施している。 一方、温暖化対策に係る<u>市民の行動変容がどこまで進んでいるか、どのような手法の普及啓発が効果的であるか把握するのは容易ではない。</u> <u>市民の具体的な行動変容を促すような事業を成果連動型事業で実施</u>することはできないか。 ケーススタディとして、単年度予算で----万円程度の事業規模を仮定。 支払のイメージとしては、<u>普及啓発に対する固定報酬に加え、市民の環境行動に対する成果連動支払を行う形。</u> <u>家庭からの電力由来のCO₂排出削減に繋がる事業を検討したい。</u> 	2020年10月8日、 12月24日、 2021年3月11日
B市	市民活動センターの施設利用の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 現在、主催事業や運営体制の充実を図り、市民活動を活性化させ、市民協働のまちづくりに向け、市民活動センターの運営を民間委託している。 当該運営事業を成果連動型事業として実施することで、<u>成果の向上を図ることができないか。</u> 	2020年8月28日、 2021年1月29日、 3月15日

4-3 A市個別相談対応：事業案

- 家庭部門の電力消費に係るCO₂排出量削減に係る事業案を検討。

案①：家庭のCO₂排出量削減事業

事業概要	<ul style="list-style-type: none">事業者が市民に対して省エネ製品キャンペーンの応募に資する行動変容を促す事業を通じて、市民に生じる変化・成果を把握する
指標案	<ul style="list-style-type: none">省エネ製品キャンペーンの応募数
サービス例	<ul style="list-style-type: none">キャンペーンに係るチラシ等の送付、ポスター・Web・イベント等における告知 等
測定方法に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none">省エネ製品に関するサービスを利用した省エネ効果の測定が可能省エネ製品キャンペーンの応募に至るまでの外部要因が多い
評価モデル ※1	<ul style="list-style-type: none">案A：対象地域内でランダムに介入群と対称群に市民を分け、二群比較を実施（対称群に対しては、評価実施後に介入）する形案B：差分の差分法を活用し、平行トレンドが成り立つ事業対象外の地域と比較する形

※1 案Aの方が事業の効果測定の観点からは好ましいが、1つの地域内で市民を介入群と対称群に分けるため、介入手法が制限される等の懸念がある。

※2 総額約1,000万円規模の事業となるため、対象とする地域を限定する、又は全市を対象とするが介入群を限定し、実証的にPFSのモデル事業を実施。

- 案①の実施にあたっては、以下の留意事項が考えられる。

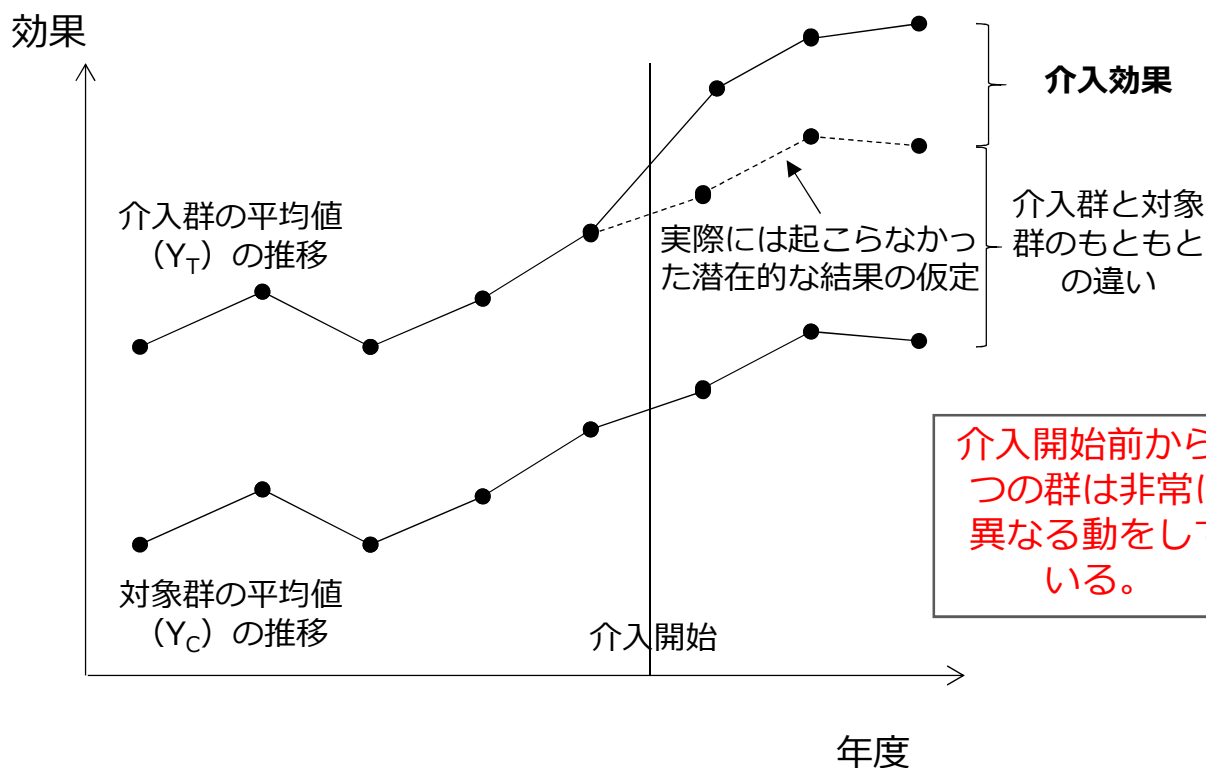
案①に対するその他留意事項

- 行動変容を促すことが本事業の目的だが、普段の行動に根差したものが行動変容ではないか。一度の購買変容を促す形になっている懸念がある。
- キャンペーンの対象になる行動でなければ家庭のCO₂削減にはならない。
- 意識・行動に変化がないと、省エネ製品への導入によって単位当たり排出量は削減されても、便利だからと無駄に使用量や時間が増える等により、家庭のCO₂削減効果に繋がらないことも考えられる。
- 案Aについて、キャンペーンでのインターネット経由での応募という形の場合、以下の懸念がある。
 - 市内の一部の地域のみキャンペーンを実施することは、公平性の観点から困難ではないか。
 - 市民を2群に分ける場合、介入群の地域住民にのみ普及啓発を行い、介入群のみ閲覧できる応募ページの掲載を行うなど、対称群に対して一切の情報を伝えない形でなければならない。対称群の市民が、自分がのちにキャンペーンの対象となることを知っていた場合、買い控えに繋がる可能性があり、事業の成果を正しく測定できない。一方で、対称群に全く情報を伝わらないようにすることは難しい恐れがある。
- 案Bのように、平行トレンドが成り立つ前提で他地域との比較を行う、という形の場合、製品導入に関する他市の情報は入手が困難ではないか（平行トレンドの確認もできないのではないか）。
- 成果を支払いと紐づけずに、固定支払+評価測定という形で試行的に実施することも想定される。

参考 差分の差分法について

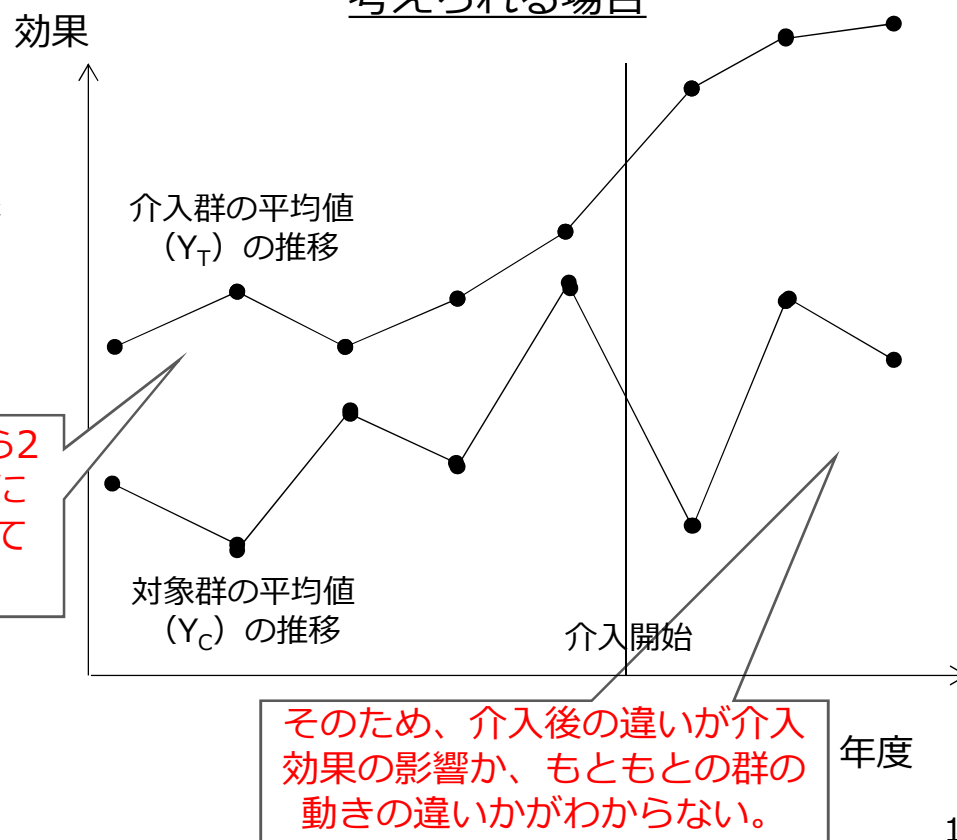
- 「介入開始後の介入群の平均値 (Y_T) と対象群の平均値 (Y_C) の差」から「介入開始前の介入群の平均値 (Y_T) と対象群の平均値 (Y_C) の差」を差し引いて、介入の効果を求めるもの。
- 差分の差分法を用いるためには、①平行トレンドの仮定が成り立つこと、②介入開始後に、介入群にだけ影響を与える別のイベントが起きていないこと、を確認することが必要。
- 平行トレンドの仮定：もし介入がなかった場合に、介入群の平均的結果と対象群の平均的結果は平行に推移する、という仮定。

差分の差分法の考え方



介入開始前から2つの群は非常に異なる動をしている。

平行トレンドの仮定が成立していないと考えられる場合



4-5 A市個別相談対応：事業案

- 家庭部門の電力消費に係るCO₂排出量削減に係る事業案を検討。

案②：家庭のCO₂排出量削減事業（太陽光パネル）

事業概要	<ul style="list-style-type: none">事業者が市民に対して家庭の太陽光パネルの設置促進に資する行動変容を促す事業を通じて、市民に生じる変化・成果を把握する
指標案	<ul style="list-style-type: none">太陽光パネルの設置件数
サービス例	<ul style="list-style-type: none">太陽光パネル設置に係るチラシ等の送付、ポスター・Web・イベント等における告知等
測定方法に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入量及び導入箇所は、資源エネルギー庁の公開情報で把握可能FITによらない売電や、自家消費の件数は把握が困難
評価モデル ※1	<ul style="list-style-type: none">案A：対象区内でランダムに介入群と対称群に市民を分け、二群比較を実施（対称群に対しては、評価実施後に介入）する形案B：差分の差分法を活用し、平行トレンドが成り立つ事業対象外の区と比較する形

※1 案Aの方が事業の効果測定の観点からは好ましいが、1つの地域内で市民を介入群と対称群に分けるため、介入手法が制限される等の懸念がある。

※2 総額約1,000万円規模の事業となるため、対象とする区を限定する、又は全市を対象とするが介入群を限定し、実証的にPFSのモデル事業を実施。

- 案②の実施にあたっては、以下の留意事項が考えられる。

案②に対するその他留意事項

- 行動変容を促すことが本事業の目的だが、普段の行動に根差したものが行動変容ではないか。一度の購買変容を促す形になっている懸念がある。
- 戸建て住宅を持つ世帯のみが対象となる。
- 案Aについて、キャンペーンとしてのプレゼントの抽選という形の場合、以下の懸念がある。
 - 市内の一部の地域に対してのみキャンペーンを実施することは公平性の観点から困難ではないか。
 - 市民を2群に分ける場合、介入群の市民にのみ普及啓発を行い、介入群のみ閲覧できる応募ページの掲載を行うなど、対称群に対して一切の情報を伝えない形でなければならない。対称群の市民が、自分ののちにキャンペーンの対象となることを知っていた場合、対象となるまで設置を控えることに繋がる可能性があり、事業の成果を正しく測定できない。一方で、対称群に全く情報を伝わらないようにすることは難しい恐れがある。
- 資源エネルギー庁の公表結果（公表を行う時期）と評価測定のタイミングを考慮する必要がある。
- 成果を支払いと紐づけずに、固定支払+評価測定という形で試行的に実施することも想定される。

※ほかに成果測定のために個人情報収集が必要になるという課題がある相談案件もあった

-
1. 県事業の目的、位置づけ
 2. 事業の成果（令和2年度）
 3. プラットフォーム会議の企画・運営対応
 4. 個別相談対応
 5. 調査・研究案件対応
 6. まとめ

5-1 市町村の成果連動型事業の導入支援

- 令和元年度に選定されたSDGs成果連動型事業に関する調査・研究の対象となる県内市町村の成果連動型の提案事業の令和3年度からの事業化に向けた支援を実施した。
- 新型コロナウイルスの影響から、令和元年度に選定されたSDGs成果連動型事業に関する調査・研究の対象事業であったX市（大腸がん検診受診勧奨業務）とY市（服薬適正化事業）の事業について、令和2度の検討が困難となったため、新たにSDGs成果連動型事業に関する調査・研究の対象となる事業を県内市町村から募集した。
- 結果、新たにF市とG市からの事業をSDGs成果連動型事業に関する調査・研究の対象として、令和3年度からの事業化に向けた支援を実施した。

市町村	テーマ
E市	<ul style="list-style-type: none">現在成果連動型民間委託として取り組んでいる「出張型肥満解消プログラム（未病改善教室）」を対象に、参加者層の拡大や改善効果の実感といった現在の課題を解消する形での事業改善。
F市	<ul style="list-style-type: none">E市が実施している未病改善教室の取組を参考にした、生活習慣病予防のための健康増進事業。（広域化事業）
G市	<ul style="list-style-type: none">特定保健指導の利用勧奨事業。特定保健指導の利用率向上に向け、成果連動型民間委託を活用した特定保健指導の対象者に対する利用勧奨事業。

5-2 市町村の成果連動型事業の導入に向けた調査・研究

- 対象案件に対して、以下のような成果連動型事業導入に係る支援を実施。

市町村	支援/検討内容	今後の方向性
E市	<ul style="list-style-type: none"> 成果報酬の支払い要件として、成果指標の見直しを検討し、既存事業の成果指標である参加者の「体重減少」に加え、「腹囲減少」も成果指標に追加することを検討。 成果指標の見直しに伴い、参加者要件についても見直しを検討。 検討した成果指標及び参加者要件を踏まえ、支払方法について検討。 E市との調整及び既存事業の事業者に対するサウンディングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 支払方法についてE市にて検討を行い、事業者との調整を実施し、腹囲の改善を成果指標に含めた形での支払方法の設定を行う。
F市	<ul style="list-style-type: none"> E市が実施している事業案をベースとし、成果指標や参加者要件、支払条件について検討。 事業規模（10人程度での実施希望）、事業内容等に関し、F市の要望を踏まえ事業モデルを検討。 F市との調整及び事業者候補に対するサウンディングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定支払分を支払うタイミングを、①事業終了後に成果報酬を併せて一括で支払う形、②事業終了後に固定報酬を、その後成果報酬を支払う形、とするか、また、参加者募集開始後の中止の判断時期についての検討を行う。
G市	<ul style="list-style-type: none"> 通年の成果連動型事業として実施する場合の成果指標や測定方法、支払条件等について検討。 実施期間・事業規模を限定した、プロポーザル以外の方法による事業実施のモデル案について検討。 G市との調整及び事業者候補に対するサウンディングを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 提示した実施期間・事業規模を限定した、プロポーザル以外の方法による事業実施のモデル案についてG市にて検討を行い、事業案の詳細化と事業者との契約方式の設定を行う。

5-3 E市・未病改善教室（働く世代のメタボ予防教室）：検討状況

- 具体的には、成果報酬の支払い要件として、既存の事業では参加者の**体重の減少**のみを成果指標として設定していたが、**腹囲の減少**も成果指標に追加する方向で検討。
- 成果指標の見直しに伴い**参加者要件**についても変更する形で検討していたが、コロナ禍において募集定員以上の**参加者を確保**するとの観点から、再度参加者要件を変更。それに伴い、支払方法について検討を実施。

既存事業からの変更案

- 事業目的
 - 内臓脂肪値が異常になる前から**生活改善**を心がけ、生活習慣病を未然に防ぐこと
 - 心筋梗塞等の虚血性心疾患、脳梗塞等の脳血管疾患等への伸展や重症化を防ぐこと
- 事業内容
 - 受託事業者（RIZAP株式会社）の実施する出張型肥満解消プログラム
3ヶ月で8回の集団教室（運動指導・食事指導・管理指導）で参加時から5%の体重減少を目指す
- 対象者：E市在住の市民で以下を満たす者
 - 40歳以上60歳以下
 - 腹囲男性85cm・女性90cm以上、または**かつまたはBMI 25以上**
 - 前年度または今年度に特定健診を受診している
- 成果報酬型委託の支払い要件
 - 成果報酬の基準：体重の数値**及び腹囲の数値**（基準は参加初日の体重及び最終日の体重、市と事業者双方で測定値を確認）。参加初日の体重と比較し、5%の体重の減少が達成した場合に成果があったものとみなす
 - **支払の基準となる数値や支払条件については、引き続き検討中**

成果指標の見直しに伴い、参加者要件についても「または」から「かつ」に変更を行う検討を実施。しかし、コロナ禍において募集定員以上の参加者を確保するとの観点から、参加者要件を緩め、既存事業と同様の要件とする形に再度変更。

5-4 E市・未病改善教室（働く世代のメタボ予防教室）：参加者要件の変更

- 成果指標に「腹囲の減少」を追加した一方で、既存事業と同じ参加者要件としたため、参加者のうち腹囲減少の余地があるものがゼロとなるリスクが生じるため、対処方法について、支払方法の工夫を通じて検討を実施。

参加者要件の見直し

- 成果報酬の支払い要件として、既存の事業では参加者の体重の減少のみを成果指標として設定していたものを、腹囲の減少も成果指標に追加する形で変更。
- 成果指標の変更に伴い、参加者要件を、腹囲男性85cm・女性90cm以上「または」BMI 25以上、から、腹囲男性85cm・女性90cm以上「かつ」BMI 25以上、へと変更。
- 参加者要件が「かつ」であれば、全ての参加者が体重減少の余地があり、腹囲減少の余地がある者となる。

参加者要件の再度の見直し

- コロナ禍においても募集定員以上の参加者を確保するとの観点から、参加者要件を緩め、既存事業と同様の要件である、腹囲男性85cm・女性90cm以上「または」BMI 25以上、とする形に再度変更。

支払方法による工夫の必要性

- 参加者要件が、腹囲男性85cm・女性90cm以上「または」BMI 25以上、である場合、例えば、内臓脂肪が少なく筋肉質の市民は、体重が重くなりBMIが高くなるため、BMI 25以上となり参加者要件を満たす可能性がある。しかし、そのような筋肉によってBMIの数値が高くなっている参加者は、成果報酬の支払要件と紐づいている腹囲の減少が見込めない。
- 参加者要件を「または」とした場合、支払条件に紐づく成果指標に「腹囲の減少」があるにもかかわらず、参加者のうち腹囲減少の余地がある対象者がゼロとなるリスクがあるため、事業者からすると、事業の成果によらず受取可能な成果報酬額が下振れするリスクのみ増大してしまうとの問題が生じた。
- 参加者要件を「または」へと緩める場合に、「腹囲の減少」については支払条件と紐づける指標からは外すという形以外に、支払方法の工夫によってこの問題が対処可能か検討を実施。

5-5 E市・未病改善教室（働く世代のメタボ予防教室）：支払方法の検討

- 参加者のうち、成果指標である「腹囲の減少」の対象者となる腹囲減少の余地がある者がどれだけいるかが、事業開始時点では確定していない中で、**事業者のリスクを軽減させ、事業を成立させるための支払方法**について、検討を実施。
- 体重減少に係る支払方法としては、既存事業と同様、体重減少に係る成果単価を定め、体重減少達成者数に当該成果単価を乗じて、体重減少に係る成果報酬額を算定する形を想定。
- 腹囲減少に係る成果報酬額の算定方法として、以下の5つの案を基として、E市において検討を実施している。

腹囲改善に係る支払方法案
単価契約方式
単価契約方式（基準値設定版）
単価金額調整方式
条件付比率方式
単価・比率併用方式

- ・ 単価で支払う or 改善した割合で支払う
- ・ 固定支払い金額（該当者が少ない場合の保証）を設定するか

単価契約方式

モデル案

- 腹囲改善に関する成功報酬単価を設定。
 \diamond 腹囲改善者数 × 腹囲改善分の成功報酬単価 = 腹囲改善分の成功報酬額

狙い

- 腹囲該当者数に関わらず、事業成果に応じた支払いが可能。

留意事項

- 参加者のうち腹囲に該当者しない者が1人でもいた段階で、事業の成果に関わらず、事業開始時点で受取可能な最大成果報酬額が減少してしまう。
- 参加者募集及び腹囲該当者数の確保は平塚市側の責務と思われるため、事業者側に腹囲該当者数のリスクを寄せることは、受け入れ難いと思われる。
- 平塚市側が腹囲該当者の人数を確保することを前提として、腹囲該当者数を〇人以上確保するという基準値を設定し、実際の参加者のうち腹囲該当者数がその基準値人数未満の場合は、基準値との差分を腹囲改善に係る成果支払分として固定支払する、という形であれば、事業者側のリスクを低減することが可能と思われる。（基準値については要調整・検討）

 例：全参加者25名のうち腹囲該当者を15人以上確保するもの、と基準値を設定し、腹囲改善の成果報酬単価1万円/人とした場合、腹囲該当参加者が10人であれば、基準値との差の人数分の成果報酬額を固定支払とする。（この場合では5万円（1万円/人×5人））なお、10人分の支払いは成功報酬単価に応じた支払いとする。

単価契約方式（基準値設定版）

<p>モデル案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲改善に関する成功報酬単価を設定。 <ul style="list-style-type: none"> ◇腹囲改善者数 × 腹囲改善分の成功報酬単価 = 腹囲改善分の成功報酬額 腹囲該当者数の基準値を設定、その基準値人数未満の場合は、基準値との差分を腹囲改善に係る成果支払分として固定支払を行う。
<p>狙い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲該当者数に関わらず、事業成果に応じた支払いが可能。 事業者側の腹囲該当者の参加者募集に関するリスクが軽減され、少人数であったとしても事業者側の成果志向に繋がる。
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲該当者数が基準値を下回った場合、基準値人数との差分については支払を受けることは可能だが、<u>最大想定参加者数と基準値人数との差分については事業の成果に関わらず、事業開始時点で受取可能な最大成果報酬額が減少してしまう。</u> <u>基準値を何人と設定するか、調整・検討が必要。</u> 腹囲該当者数が基準値を下回った場合、腹囲改善に係る成果支払分は、全額固定支払化することも考えられる。

単価金額調整方式

<p>モデル案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参加者数と腹囲該当参加者数で総成功報酬額を割り、成功報酬単価を設定。体重・腹囲それぞれの改善者数を当該単価で掛け合わせ、成功報酬とする。 <ul style="list-style-type: none"> ◇総成功報酬額 ÷ (参加者数 + 腹囲該当者数) = 成功報酬単価 ◇腹囲改善者数 × 上記成功報酬単価 = 腹囲改善分の成功報酬額
<p>狙い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲該当者数に関わらず、総成功報酬額が一定であることから、事業者側の成果志向に繋がる。 体重改善と腹囲改善の成果を等価とみなした上で、事業成果に応じた事業成果に応じた支払いが可能。
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>体重改善の成果単価と腹囲改善の成果単価を同額として良いならば可能。</u> 全参加者が腹囲基準に該当した場合と、腹囲該当者が0人だった場合で、体重改善の成果単価が倍違うことになる。<u>体重改善に対する難易度等自体は変わらないにもかかわらず、体重の成果単価が大きく変動する点が懸念。</u>

条件付比率方式

<p>モデル案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲該当数が1人以上いる場合 <ul style="list-style-type: none"> ◇腹囲改善分の総成功報酬額 × (腹囲改善者数 ÷ 腹囲該当者数) = 腹囲分改善の成功報酬額 腹囲該当数が0人の場合、腹囲の改善に充てていた成果報酬金額を体重の改善の成果報酬金額に充当。(体重改善に当たっての報酬単価が上がる)
<p>狙い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲該当者が1名以上いれば、総成功報酬額は一定であることから、事業者側の成果志向に繋がる。 腹囲該当者が0人の場合であっても、当初の総成功報酬額を事業者側の事業成果(体重改善)として扱うことが可能であることから、事業者側の成果志向に繋がる。
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>腹囲該当者数によって腹囲改善の単価が変わってしまう</u> (該当者1人と該当者25人全員の場合で25倍の違い) <u>点が懸念。</u> 参加者募集は平塚市の業務であることから、腹囲該当者の確保は平塚市側の責任になると思われる。そのため、<u>腹囲該当者が0人の場合、腹囲改善分の成果報酬額については、体重改善の成果報酬額に充当するのではなく、固定支払として一定額を事業者を支払う形が良いのではないか。</u>

単価・比率併用方式

<p>モデル案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲該当者が11人以上の場合は、比率計算方式。 \diamond 腹囲改善分の総成功報酬額 \times (腹囲改善者数 \div 腹囲該当参加者数) = 腹囲改善分の成功報酬額 腹囲該当者が10人以下の場合は、単価契約方式。 \diamond 腹囲改善者数 \times 腹囲改善分の成功報酬単価 (10人時の一人当たりの単価を想定) = 腹囲改善分の成功報酬額
<p>狙い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 腹囲該当者が11名以上いれば、総成功報酬額は一定であることから、事業者側の成果志向に繋がる。 腹囲該当者が少数（10人以下）の場合、事業成果に応じた支払いが可能。
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>腹囲該当者数によって腹囲改善の単価が変わってしまう点が懸念。</u> 腹囲該当者が9人以下の場合、事業者としては、10人を下回った人数分の腹囲改善成果報酬を受け取ることができないため、<u>腹囲該当者次第で事業の成果に関わらず、事業開始時点で受取可能な最大成果報酬額が減少してしまう。</u> 参加者募集及び腹囲該当者数の確保は平塚市側の責務と思われるため、事業者側に腹囲該当者数のリスクを寄せることは、受け入れ難いと思われる。

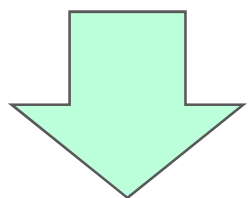
-
1. 県事業の目的、位置づけ
 2. 事業の概要・成果
 3. プラットフォーム会議の企画・運営対応
 4. 個別相談対応
 5. 調査・研究案件対応
 6. まとめ

6-1 本事業を通じた学び・課題

- 本事業を実施して得られた学びや課題は以下のとおり。

項目	概要
<p>成果連動型事業推進プラットフォーム会議に関する学び・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今年度事業では、防疫の観点から全回で会議形式での開催は行わず、書類送付による書面開催形式での実施となった。書面開催形式では情報提供の方法や内容が限定されてしまうため、対面による会議形式での開催が難しい場合、<u>オンライン形式での会議が実施可能となると、情報提供の幅が広がり、県内市町村の成果連動型事業の導入促進に繋がると考えられる。</u>
<p>広域化に関する学び・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今年度事業で、E市による成果連動型事業を参考とし、大井町が新たに成果連動型事業の検討を開始したことから、横展開型での広域化の実施が図られた。一方で、複数の市町村によって同一事業を実施する広域化（連携実施型）については、今年度の調査・研究対象案件の検討内容をもととして来年度に実施することになった。 横展開型か連携実施型かによらず、今年度の検討内容をもとにして来年度に広域化の検討を行う場合、今年度の調査・研究対象案件の検討にあたっては、<u>市町村の事情を踏まえて実施したため、必ずしも事業として望ましい形になっていない事業案もある</u>（E市案件の参加者要件や、テストトライアル的な事業となるG市案件等）。そのため、<u>広域化を図るためのベースとなる事業案</u>をどのような形とするか、についても検討が必要。
<p>支援対象市町村の募集に関する学び・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響等もあり、来年度に新たに検討市町村を募集する場合、<u>参画・応募を確保するための工夫が必要と考えられる。</u><u>県から募集案内等を受け取る各市町村の窓口部署が、事業課に対して検討の打診を行いやすくするための工夫を実施すること等</u>が考えられる。
<p>成果連動型事業の実施に関する学び・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 成果連動型事業の実施に関心を有しているものの、事業で何を目標しているのかや解決したい課題が何かについて明確にはなっていない市町村がみられた。<u>成果連動型事業の実施に向けては、県内市町村に対して、解決したい課題等の明確化等について考えることを促す取組も有益と思われる。</u>

既存の事業に対して、成果を上げたいと考えている
担当者は多い



課題（事業特定、事業者選定、予算化、入札、仕様作成）
を解決して、**実施に向けた**取組みを継続していきたい